

東大阪市公告第145号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条第4項の規定により貸与した次の臨時運行許可番号標は、東大阪市自動車臨時運行許可に関する規則（昭和42年東大阪市規則第51号）第5条第1項の規定により紛失の届出があり失効となったので、同規則第6条の規定により公告する。

令和8年7月28日

東大阪市長 野田 義和

臨時運行許可番号標番号          大阪    13－49    東大阪